様式第2（第12条、第63条、第99条、第122条、第126条、第136条関係）

財　産　に　関　す　る　調　書

×許可（登録）番号
×提　出　年　月　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名　　㊞

（　　年　　月　　日現在）　　（単位　千円）

科目	帳簿価格		修正価格	備考
A　資　産　の　部				
Ⅰ　流　動　資　産				
⑴　現　　金				
⑵　預　　金				
⑶　受　取　手　形				
（貸倒引当金）	（　　）			
⑷　売　掛　金				
㈠ 割賦販売に係る売掛金				
（貸倒引当金）	（　　）			
㈡ 前払式特定取引に係る売掛金				
（貸倒引当金）	（　　）			
㈢ 包括信用購入あつせんのカード等に係る未収債権				
（貸倒引当金）	（　　）			
㈣ 個別信用購入あつせんに係る未収債権				
（貸倒引当金）	（　　）			
㈤ その他の売掛金				
（貸倒引当金）	（　　）			
⑸　有　価　証　券				
⑹　商　　品				
⑺　製　　品				
⑻　半　製　品				
⑼　原　材　料				
⑽　仕　掛　品				
⑾　貯　蔵　品				
⑿　前　渡　金				
⒀　前　払　費　用				
⒁　短　期　貸　付　金				
（貸倒引当金）	（　　）			
⒂　立　替　金				
⒃　未　収　入　金				
（貸倒引当金）	（　　）			
⒄　未　収　収　益				
⒅　前払式割賦販売に係る繰延費用				
⒆　前払式特定取引に係る繰延費用				
⒇　その他の流動資産				
Ⅱ　割賦販売法の規定により供託された営業保証金及び前受業務保証金				
㉑　現金による営業保証金及び前受業務保証金				

㉒ 有価証券による営業保証金及び前受業務保証金					
Ⅲ 固 定 資 産					
1 有形固定資産					
㉓ 建 物					
（減価償却累計額）	（ ）				
㉔ 構 築 物					
（減価償却累計額）	（ ）				
㉕ 機械及び装置					
（減価償却累計額）	（ ）				
㉖ 車両その他の陸上運搬具					
（減価償却累計額）	（ ）				
㉗ 工具器具及び備品					
（減価償却累計額）	（ ）				
㉘ 土 地					
㉙ 建設仮勘定					
㉚ その他の有形固定資産					
（減価償却累計額）	（ ）				
2 無形固定資産					
㉛ の れ ん					
㉜ 借 地 権					
㉝ 特 許 権					
㉞ 商 標 権					
㉟ 実用新案権					
㊱ 意 匠 権					
㊲ 電話加入権					
㊳ その他の無形固定資産					
3 投 資					
㊴ 投資有価証券					
㊵ 出 資 金					
㊶ 長期貸付金					
（貸倒引当金）	（ ）				
㊷ その他の投資					
Ⅳ 繰 延 資 産					
㊸ 創 立 費					
㊹ 開 業 費					
㊺ 株式交付費					
㊻ 社債発行費					
㊼ 開 発 費					
㊽ その他の繰延資産					
B 負 債 の 部					
Ⅰ 流 動 負 債					
(1) 支払手形					
(2) 買 掛 金					
㈠ 包括信用購入あつせんのカード等に係る未払債務					
㈡ 個別信用購入あつせんに係る未払債務					
㈢ その他の買掛金					
(3) 短期借入金					
(4) 未 払 金					
(5) 未払費用					

⑹ 前　受　金 ㈠ 前払式割賦販売に係る前受金 ㈡ 前払式特定取引に係る前受金 ㈢ その他の前受金 ⑺ 預　り　金 ⑻ 前 受 収 益 ⑼ 未払法人税等 ⑽ その他の流動負債 Ⅱ 固 定 負 債 ⑾ 社　　債 ⑿ 長 期 借 入 金 （うち受託事業基金） ⒀ 退職給付引当金 ⒁ その他の固定負債 Ⅲ 引　当　金 ⒂ 価格変動準備金 ⒃ 海外市場開拓準備金 ⒄ その他の引当金 Ⅳ 未 実 現 利 益 ⒅ 割賦販売に係る未実現利益 ⒆ 前払式特定取引に係る未実現利益 ⒇ 包括信用購入あつせんに係る未実現利益 (21) 個別信用購入あつせんに係る未実現利益	（　　）			
資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額（Ａ－Ｂ）				
（参考） 純　資　産 Ⅰ 株 主 資 本 1 資　本　金 2 資本剰余金 ⑴ 資 本 準 備 金 ⑵ その他資本剰余金 3 利益剰余金 ⑴ 利 益 準 備 金 ⑵ その他利益剰余金 ㈠ 任意積立金 ㈡ 繰越利益剰余金 4 自 己 株 式 Ⅱ 評価･換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 Ⅲ 新 株 予 約 権				

（備考）

1　貸倒引当金又は減価償却累計額を計上する資産については、「帳簿価額」の左欄に貸倒引当金又は減価償却累計額を控除する前の帳簿価額及び貸倒引当金又は減価償却累計額の額を、「帳簿価額」の右欄に貸倒引当金又は減価償却累計額を控除した後の帳簿価額を記載し、その他の資産並びに負債及び資本については、「帳簿価額」の右欄に帳簿価額を記載すること。

2　「修正価額」の欄には、割賦販売法施行令第６条ただし書の規定により帳簿価額以外の額による場合における同ただし書に規定する当該資産又は負債の額を記載すること。

3　「備考」の欄には、必要に応じ、資産及び負債について当該資産又は負債の内容及び評価方法を要約して記載すること。

4　様式第1若しくは様式第22の許可申請書に添付する場合又は許可割賦販売業者若しくは法第35条の3の61の許可を受けた者が提出する場合には、第23条第4項第6号（第125条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券は、資産の部(39)投資有価証券から控除し、(5)有価証券に算入すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

6　×印の欄は、様式第1若しくは様式第22の許可申請書又は様式第14若しくは様式第16の登録申請書に添付する場合は、記載しないこと。